

大阪市若者自立支援事業業務委託にかかる 学識経験者等の意見を聴取する会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市こども青少年局企画部青少年課が発注する大阪市若者自立支援事業にかかる委託業務において、公募型プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）を行うにあたり、公平かつ適正な審査を行うため、学識経験者等の意見を聴取する会議（以下「意見聴取会議」という。）を開催する。

2 前項の会議は、公募型プロポーザル方式に係る場合は「選定会議」と称し、総合評価一般競争入札に係る場合は「評価会議」と称する。

(会議内容)

第2条 意見聴取会議においては、当該委託業務に関し、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 公募型プロポーザル方式に関する事項（選定基準等に関する事、企画提案内容の審査及び優先交渉権者の選定に関する事、その他優先交渉権者の選定に関して必要な事）
- (2) 総合評価一般競争入札に関する事項（落札者決定基準に関する事、落札者の決定に関する事、その他総合評価落札方式に関する事）

(会議の委員)

第3条 意見聴取会議は、3名以上の委員で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちからこども青少年局長が依頼する。

(座長)

第4条 意見聴取会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、意見聴取会議の議事を進行する。

3 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときには、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 意見聴取会議は、必要に応じ、こども青少年局長が招集する。

(庶務)

第7条 意見聴取会議の庶務は、大阪市こども青少年局企画部青少年課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会議に関して必要な事項は、こども青少年局長が定める。

(その他)

第9条 委員は、提案に参加している者に対して、援助を行ってはならない。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則（令和8年8月14日要綱改正）

この要綱は、令和8年8月14日から施行する。